

地域計画

策定年月日	令和7年2月6日
更新年月日	令和7年 月 日 (第1回)
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	盛岡市 2018
地域名 (地域内農業集落名)	東部地区 (東部1、東部2、東部3、東部4、東部5)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	769.70 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	345.38 ha
② 田の面積	85.32 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	260.06 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	43.53 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	726.17 ha
(参考) 区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	… ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	… ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地区は、丘陵地など比較的標高が高い地帯が多い地域特性を生かし、果樹・畜産が盛んであるが、農業者の高齢化が進んでおり、専業農家が少なく、狭隘な農地が多いため、また、飛び地で個人間の農地集積・集約を進めることが難しく、遊休農地の更なる増加が懸念される。また、他の地域に比べて、後継者の見通しが立っていない。併せて、有害獣の被害が深刻である。地域の活性化を進めるため、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。

【地域の基礎的データ】

・「担い手」の経営体数:21(うち法人3)／45.14ha ※作業受託面積を除く

・主要な作物:水稲、果樹、畜産

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

短角牛の振興や、りんごやアロニア等の果樹、そば等の販路拡大・6次産業化を推進し、当地区のオリジナリティ溢れる商品で他地区との差別化を図る。標高が高い地域では、寒暖差が大きく、果樹の糖度が高くなることから、消費者への訴求力を高めるための方策を検討する。担い手が少ないことから、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築を推進する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地バンクへの貸付けを進めつつ、従来の人・農地プランにおける「中心経営体」(認定農業者、認定農業法人、認定新規就農者、集落営農組織、基本構想水準到達者、今後育成すべき農業者)への農地の集積・集約化を推進する。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	5.86 %	将来の目標とする集積率	80.00 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
既存の団地に隣接する形で農地の集積を行い、併せて担い手同士の農地の交換による集約化に取り組むことで、担い手の作業性を向上させ、経営コストの低減を図る。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
傾斜地の畑や樹園地、分散した農地が多い地区において、農地集約を行うことは難しいため、大規模に経営している認定農業者や新規就農者へ農地集積を進める。集落内に「農業を担う者」がいない場合は、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払事業を活用し、農業生産活動を継続する。 地区内の平場の農地については、引き続き話し合いを通じて集約化を推進する。
(2)農地中間管理機構の活用方法
原則、農地の貸借は中間管理機構を通じて行う。
(3)基盤整備事業への取組
現時点で基盤整備事業を活用する見込みはない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
市やJA等と連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、希望する作目に応じて農地をあっせんする。また、新規就農に係る相談から栽培技術の習得、地域への定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
地区内に農業サービス事業者がいないため、必要に応じて隣接する他地区の事業者を活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①中山間地域において、イノシシやシカ、ツキノワグマの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合、速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。
- ⑤既存の販路を維持・拡大し、アロニアの生産を継続する。
- ⑦保全・管理を行う農地とそうでない農地を明確化する。また、耕作者だけで堰堀や草刈といった農地の管理に係る作業を賅うことが難しく、農地所有者との調整が求められる。併せて、防除や草刈作業については、近隣の農業者と調整し委託を検討する。
- ⑩耕作放棄地の山林化が著しく、伐採・伐根には林業事業者との調整が求められる。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

※内訳は非公表

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和12年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	19経営体	全般	34.86 ha	… ha	全般	34.862 ha	… ha	黒枠農地	
認就	1経営体	全般	0.28 ha	… ha	全般	0.28 ha	… ha	黒枠農地	
到達	1経営体	全般	10.00 ha	… ha	全般	10.00 ha	… ha	黒枠農地	
利用者	4経営体	全般	6.97 ha	… ha	全般	6.97 ha	… ha	黒枠農地	育成
利用者	1,466経営体	全般	717.59 ha	… ha	全般	674.06 ha	… ha	黒枠農地	
計	1,491経営体		769.70 ha	… ha		726.17 ha	… ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

※内訳は非公表

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。